

小陰川 33

17/4

内藤川邊

福寿丸難破

那賀郡都津村福寿丸船主兼船員浜田升五郎
外四名は去十一月三日浜田税関支署の検査を
終て同地を發し十四日隠岐国海士郡布施村字
須賀浦に風待ちの爲の滞留し去る五日風風き
たれは出航し朝鮮国元山港へ向けしに七日
陵島を南五里の沖合に於て暴烈なる西風に逢
ひ進行する能はず止むなく内地に向け引返し
たるに同夜午後十二時頃強風の爲め帆を破ら
れたれは進退谷まり隠岐島を認めて碇泊せん
と近寄りしに周吉郡蛸木村沖合字神島に於て
八日午前三時暗礁に乗り上げ船体破損し船員
は万難を冒し傳同船を卸して上陸せんとす
際一人の水夫が来りたる儘風波に吹き流さ
れ一里半許り隔りたる同郡今津村へ漂着し他の
船員は船体破損せしを以て岩上に避けたるに
船は激浪の奪ふ所となり八日午後一時に至り
先きに上陸せし一人の水夫の急訴に依り駐在
巡查同地に出張し救助船を差立共に遭難地に
至りたるに岩上に船員は僅かに命を繋ぎ居る

山陰 11/3 12/4

内藤用箋

るを以て人夫は波浪を泳ぎ渡りて漸く救助し
たるが船員は何れも無事にして陸揚せし物品
は行李三個蒲団二枚衣袋二個なり而して船体
は漂流せしか又は破壊せしか夜間の事にて造
かに認め得ざりしも暗礁に觸れたる際船底に
損所を生し入水甚しきを以て到底破損は免れ
ざるべく北海に向て漂流したるものと認めら
る石数は百十三石にして積荷は塩三百六俵其
他雜貨を積載して朝鮮鬱陵島へ航行するもの
にて船体雜貨等流失価額凡九百五十円の見積
なりしと。

M 34-6-29

内藤用箋

信濃郷傳り

一兩年来不遇なりし鳥賊を此今頃の神令に
乙釣るの然れども時雨候し一連十数人なり○
三夜連続山に牧草を三神習合は先頃より雨
し果山訓導を以て講師とす○本郷に二は山本
畠長の新語に二芥取リ木ハ車一合を買入れ戸
々を山うしあるニとせり○近來は越国國境
畠一本移るの若くすく青井は多く馬肉に赴
き飛梅菜に往りて知未ぬへ出過せりものほ
弱き日々日たり二三日位夜收穫せし由○廿
二日和田水産技師本郷翌日は園樂に赴き終
場を調査せり

141
35、1、30

内藤用箋

隠岐・瀬戸・瀬田通信

○隠岐 入出船するものお内船々多くなる
船おるが比頃該地より帰おせしもの数人あり
同島は無政治の有船に二階おの一人は吾知人
の船に船され木の枝に吊るし有りしとのこと
昨日も山一人も同様の惨殺に遭へり而し
この同島への航海時同様の船境より和船当お
ふりも同じく一層夜を費す三度初航の利金
約千円位なりしと

山陰 1735 5/4

内藤用箋

鬱陵島の日本人

在鬱陵島日本人に關する釜山海關吏スミス氏の報は昨年八月二十日付にて提出せられたるものにて其の中に左の言あり。

島中日本人は約百五十人位にて皆造船材木及數戸の商家なり該日人等は此島を以て永遠の居住地と認め今日及七八年を土著し尚ほ毎歲三月より六月に至れば其國靜かにして浪穩かばるに來じ日本の男女三四百名は日本サカイ(境か)地方より該島に來泊し或は漁獵に或は斫木に従事し或は日本人の貯蓄となる材木、豆麦、薯蕷等を搭載輸去するもの常に絶へずと云う。

日本の女子にして現に島中に居住するもの三十二名にして凡そ日本の作業は槻木を斫伐して日本に輸出し是を以て米、藍、醬油、酒等の食品を始め其他不絹の如きものを購ひ島中に輸入し韓民と雜穀を交換し錢幣を以て物を買ふは罕に見る処なり。

山陰M35 5/4。

内藤用箋

リ該島居住日人中には兩党に分れ居ルリ
即ち一はハタモト（人名か）なるもの
首となり一はワキタ（人名か）なるもの
党頭となり此二党は南北の疆土に分れ自
ら其森林を領有せり既に昨年（明治三十
三年）七月十五日の如きは韓民に対し是
より以後若し日本人の許可なくんばに
伐木は勿論一本も輸出するを得ず若し現
行者あれば割額を応償すべしとの告示を
なしたるを以て此より韓民の被捉せられ
罰金に処せらるるもの展なるも該島官民
は禁制権力なし本派員適才在島時に当り
一案件を以て来り告ぐるものあり曰く本
年七月の頃一韓人の所有せる新砦を日人
に発見せられ罰金三万五千文を償はヌ一
韓人は其居住地内に於て一本を斫倒し人
の死めに告発せられ亦此罰金として三万
文を償はたりと以上は事實の事件に係る
と云う。

2
該島居住の韓民は人口三千に及ぶも皆

山陰M 35 5/14。

内藤用箋

細戸、農民の産を為す者なれば米、布、
醬油、酒等は皆は土産の豆麦、薯蕷を以
て日本人と交易し或は釜山に輸出して売
買すると云う。

島東小湾の岸上に白人の投産あり略五十
戸許りなりが今方に新築せる者亦多く沿
岸亦白人四五の村落あり本員は他の
緊事を以てまた其戸数を索探する能はず
島中人金敬重、金性正、田士能なる者三名
は最も奸猾欺騙にして民財を貪欲し又各
村に揚言して曰く釜山管理の子玄尚健現
に要職に在り謂て曰く政府より視察等永
祐を派遣し一応島中の現官を免職し永く
島管を置かざる筈なるも等視察の所需費
額七十万文を当るに民間より損納すべし
云々と依て愚民等或は其慮恐を被り頗る
未納者ありと云う。
本員到島の時雨、船十六隻海面に碇泊し
又五隻の船には木材を満載し出帆準備
となし居たり月七海岸に於ては五百個の

4

山陰 1735 5/14

内藤用箋

堅緻板材及体木を置きに、長十尺或は
十尺或は二十尺にして皆日本人の所伐
に係り、月7通船七隻及潜水艇三隻あ
り、皆釜山の日本領事館より官許を領有
したる者なり。又乾鰯、海蔘、及黄豆三百
石、及産茸の物皆併々に輸出せんとす
るものなり。
環島海水は甚に深く、港灣に密合するが如
きは絶無にして、海岸は即ち四面用湾たる
もの、但三処の小湾を有し、汽船は碇泊す
るを得べし。島中悉くに韓人の田舎あり、全島
の中央は森林尚且つ大木を望んで鬱蒼た
り。

山陰1737

8/5

内藤用箋

韓海漁業者移住の計画

従来中国四国及び九州各地より韓海に出漁するものは一定の期間には一回帰国し更に出海する習慣あり而も其多数は漁船の中に妻子を携へ海陸に両家を有するの不便あるより因西各県出漁者の団体たる釜山水産組合にては着州島の東岸に適當の地区を选定し漁民の爲めに長屋を建築し又に少少の土地を附し蔬菜の栽培をも爲し得ることにし年賦償還を以て貸渡すことせしより申入者は非常に多く既に二百余戸に達したりと云う因に同地方に出漁する漁船は手々數十隻の多きに達し遠きは楊子江に附近にも潜出し益々漁区を拡張する勢ありは此の移住方法にして普及するにも至るは韓海は勿論若海支那海方面に於ける漁業の根拠地となり同時出漁者として居住の漁民にらしむる見込みあり各府県は勿論農商務省水産局にても近來の美挙として水産組合の事業を助成し居れり。

山陰1137

8/5

内藤用箋

韓海の本県出漁船

昨年本県水産試験場より韓海の東北に於て
鰯流網の漁業試験を爲し大に好成績を得しよ
り本年はマダラ那の漁民は三艘の出漁に東組
組の補助を受けず独立出漁する事に決せしを
以て水産試験場はえれに鰯の流網を貸付して
委託試験を爲す事に決定しなり因みに水産試
験場の昨年の調査に依れば生魚販売に便にし
て且つ魚類の東移は釜山の北江原道境を最
多数たりしを以て本年の右出漁者は一般各四
名都合十二名にて来九月下旬同所に向う事に
なりしと云う。

山陰M 37 9/11

内藤用箋

朝鮮領事會議の決議

去五日午前十一時より午後五時まで朝鮮京城本邦公使館に於て在韓帝國領事會議を開き先づ林公使より對韓方針について訓示するところあり次に同公使より諮問案を提出し各領事はこれにつき慎重なる審議をなしたる後答申書に認め公使に進達せり決議の要項は左の如し。

一、自由渡航の件については従来のごとく面倒なる取調をなすことを廃止し唯居留地領事取締の必要上渡航者として其戸籍の寫を携帯せしむること。

二、漁業の件については従来弊害多かりし各漁業組合を改良して簡便なる免許状を下附することとし且適當なる各所に本拠地を与へ農商務省より技師を派遣して漁業改良の方法を講じ郵便医薬等の便を与うと。

三、地方に日本警察を拡張する件については定員を増加するは勿論現今の警部以

山陰M 37 9/11

内藤用筆

2.
上の地位資格のあるものを長官とし右
派遣警吏は或場合において即決裁判を
もなし得る権能を与へ本邦人を取締る
と同時に本邦人の地方的事業を保護す
ること。

1137-9-14

内藤用箋

韓国北海漁業

韓国各道の漁場を探検せし西伯郡米野町小
 山光正氏は今夏久しく京城に在りて林公使と
 合する所あり、次日帰国し更に上京して当局
 者とも打合せある(某島)に就き(某島)の漁況を
 探し漁業者を招任せしめる計画に、当秋先づ
 以て廿や天に移住せしめ、大に韓国漁業の面
 目を改めしめる覚悟にて目下喜望なる移住漁
 夫募集中なり、又島取県下の漁夫を他に誘
 いおすには当分々々の給料を与ふるか、若く
 は食料を補助する如き特別の保護をなすにあ
 らざれば誘ひおさるべからざることを認め之れ
 等の道も相立て居る由なるが、若し同県下の
 漁夫は之に依せざるか、飯々之れに依る者
 あるも其の募集者にして喜望なる者にあらずれ
 ば、本県下の漁夫を募り移住せしめる必要な
 りと